

# 大田区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 10 月

大 田 区

# 目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	6
5 対策実施上の留意点	7
第2章 国、都、区等の役割	9
1 基本的な責務	9
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	11
第3章 対策の基本項目	19
1 サーベイランス・情報収集	19
2 情報提供・共有	19
3 区民相談	23
4 感染拡大防止	24
5 予防接種	27
6 医療	29
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	30
8 都市機能の維持	32
<緊急事態宣言時の措置>	38
第4章 各段階における対策	44
1 未発生期	44
(1) サーベイランス・情報収集	44
(2) 情報提供・共有	46
(3) 区民相談	47
(4) 感染拡大防止	47
(5) 予防接種	48
(6) 医療	49
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	50
(8) 都市機能の維持	50

2	海外発生期	51
(1)	サーベイランス・情報収集	51
(2)	情報提供・共有	52
(3)	区民相談（新型インフルエンザ相談センター）	53
(4)	感染拡大防止	53
(5)	予防接種	54
(6)	医療	55
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	55
(8)	都市機能の維持	55
3	国内発生早期	56
(1)	サーベイランス・情報収集	56
(2)	情報提供・共有	56
(3)	区民相談	57
(4)	感染拡大防止	57
(5)	予防接種	57
(6)	医療	58
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	58
(8)	都市機能の維持	58
4	都内発生早期	60
(1)	サーベイランス・情報収集	60
(2)	情報提供・共有	60
(3)	区民相談	62
(4)	感染拡大防止	62
(5)	予防接種	63
(6)	医療	64
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	64
(8)	都市機能の維持	65
5	都内感染期	66
(1)	サーベイランス・情報収集	66
(2)	情報提供・共有	67
(3)	区民相談	68
(4)	感染拡大防止	69
(5)	予防接種	69
(6)	医療	69
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	71

(8) 都市機能の維持	72
6 小康期	73
(1) サーベイランス・情報収集	73
(2) 情報提供・共有	73
(3) 区民相談	74
(4) 感染拡大防止	74
(5) 予防接種	75
(6) 医療	75
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	75
(8) 都市機能の維持	75

# はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

区においては、東京都（以下「都」という。）と連携し、政府の基本的対処方針に基づき、大田区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することが責務となっている。

## 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は10万人当たり0.16人と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）において、

一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられた。病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成定されるに至った。

### 3 大田区の行動計画の作成

平成25年4月に特措法が施行され、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が平成25年6月に、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が平成25年11月に、それぞれ新たに作成された。このことを踏まえ、特措法第8条により、都行動計画に対応させる形で新たな大田区の行動計画の作成を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や平成21年度の新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時に取り組んだ区の対策（相談体制、情報提供、健康監視、サーベイランス、医療機関における診療、ワクチン接種、業務継続）における課題など新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、今後の状況の変化に合わせて適時適切に変更を行うものとする。

なお、平成20年11月に策定した「大田区新型インフルエンザ行動計画」は本行動計画の策定をもって廃止とする。

# 第1章 基本的な方針

## 1 計画の基本的考え方

### (1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

### (2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### (3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、区、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、区や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、国際空港である羽田空港を擁する地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

### (4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

### (5) 計画の策定

本行動計画の策定に当たっては、学識経験者（感染症）、感染症指定医療機関、医療関係団体、弁護士、事業者団体、自治会、民生委員・児童委員会、保健所、学校教育関係等からなる「大田区新型インフルエンザ等対策有識者会議」の意見を聴くこととする。

## 2 対策の目的

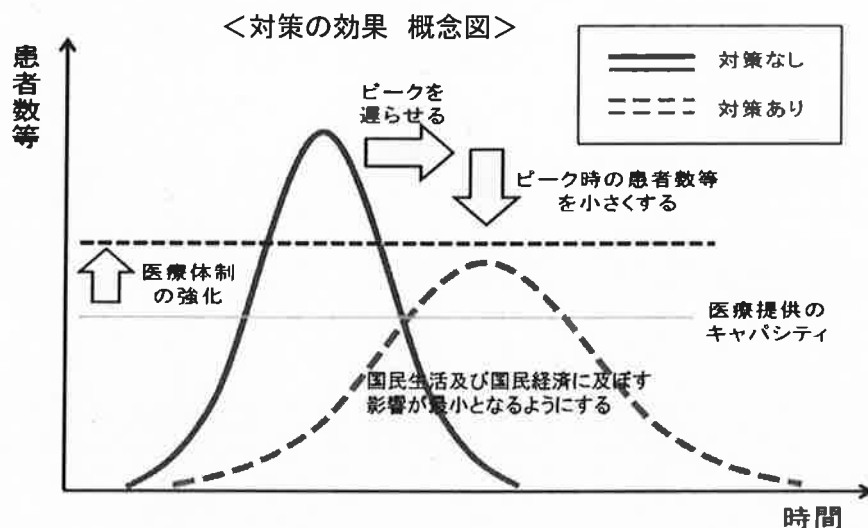
1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）



### 3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

都行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値が置かれているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

大田区の行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとして推計された都における被害想定に基づき、都の人口に占める区の人口比（5.3%）から算出した。なお、これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

#### <流行規模・被害想定>

			東京都	大田区
罹患割合			都民の約30%が罹患	区民の約30%が罹患
患者数			3,785,000人	200,605人
健康被害	流行予測による被害	外来受診者数	3,785,000人	200,605人
		入院患者数	291,200人	15,434人
		死亡者数※	14,100人	748人
	流行予測のピーク時の被害	1日新規外来患者数	49,300人	2,613人
		1日最大患者数	373,200人	19,780人
		1日新規入院患者数	3,800人	104人
		1日最大必要病床数	26,500床	1,405床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

国及び都は健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとし

て、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に推計し、死亡割合はアメリカでのアジアインフルエンザ大流行時の死亡率（0.53%）を参考に算出している。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ等流行期間（約8週間）には都民（区民）の30%がピークを作りながら順次罹患する。ピーク時（約2週間）に、従業員自身が罹患して欠勤する者は概ね5%以下と考えられるが、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）の理由により欠勤する者を見込みに加えると、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

#### 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージ（通常の院内体制、院内体制の強化、緊急体制）にさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：都知事）が必要に応じて国と協議し、決定する。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、都対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。区は都と連携して対策を実施する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		都	状態		
国	地方				
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生 早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染 期	地域感染 期	都内感染期	＜医療体制＞ 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	＜医療体制＞ 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止を目的とした感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）、区立の学校、保育園、社会福祉施設等の使用制限等の要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部と都対策本部等は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。区の新型インフルエンザ等対策本部長は、必要に応じて東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。また、周辺の自治体や関係機関との連携、協力を確保し、対策を実施していく。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するためには、国、都、区、医療機関、薬局、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、本行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、国及び都と連携し発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、本行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関（※1）及び指定地方公共機関（※2）

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

※1 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

※2 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(6) 登録事業者（※3）

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は都民生活

及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

※3 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

#### (7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

#### (8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

## 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

新型インフルエンザ等発生時には、特措法第15条第1項の規定に基づき、政府対策本部が設置される。都においても、特措法第22条第1項の規定に基づき、直ちに都対策本部が設置される。このため、都対策本部について、特措法で定められたもののほか、必要な事項を都新型インフルエンザ等対策本部条例及び、都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の制定により、全庁をあげた実施体制を整備している。この条例に基づき、都対策本部は政府対策本部及び区対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進していくこととなる。

区においても、大田区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月15日）及び大田区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年4月22日）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態を宣言した場合には、区対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推

進する。なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、必要に応じて「大田区感染症危機管理連絡会議（議長：保健所長）」を開催、または区長の判断により「大田区新型インフルエンザ等対策本部準備室」を設置し、情報の共有をするとともに、各部は必要な対策を講じることに努める。

#### (1) 区対策本部の構成

##### ア 組織及び職員

- ・ 本部長は、区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は、副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 危機管理監は、防災・危機管理担当部長の職にある者をもって充てる。危機管理監は、新型インフルエンザ等に係る情報の全体的な集約及び整理を行い、本部長に報告を行い、本部長の命を受け、各部長に指示し、本部長室の審議策定において、区全体の視点から最も効果的かつ具体的な対応策を立案する。
- ・ 本部員は、大田区庁議規則第2条第1項の規定により構成される者（区長、副区長及び教育長を除く。）、東京消防庁大森消防署・田園調布消防署・蒲田消防署・矢口消防署の各消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ このほかに、本部長は、必要と認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

##### イ 本部の組織

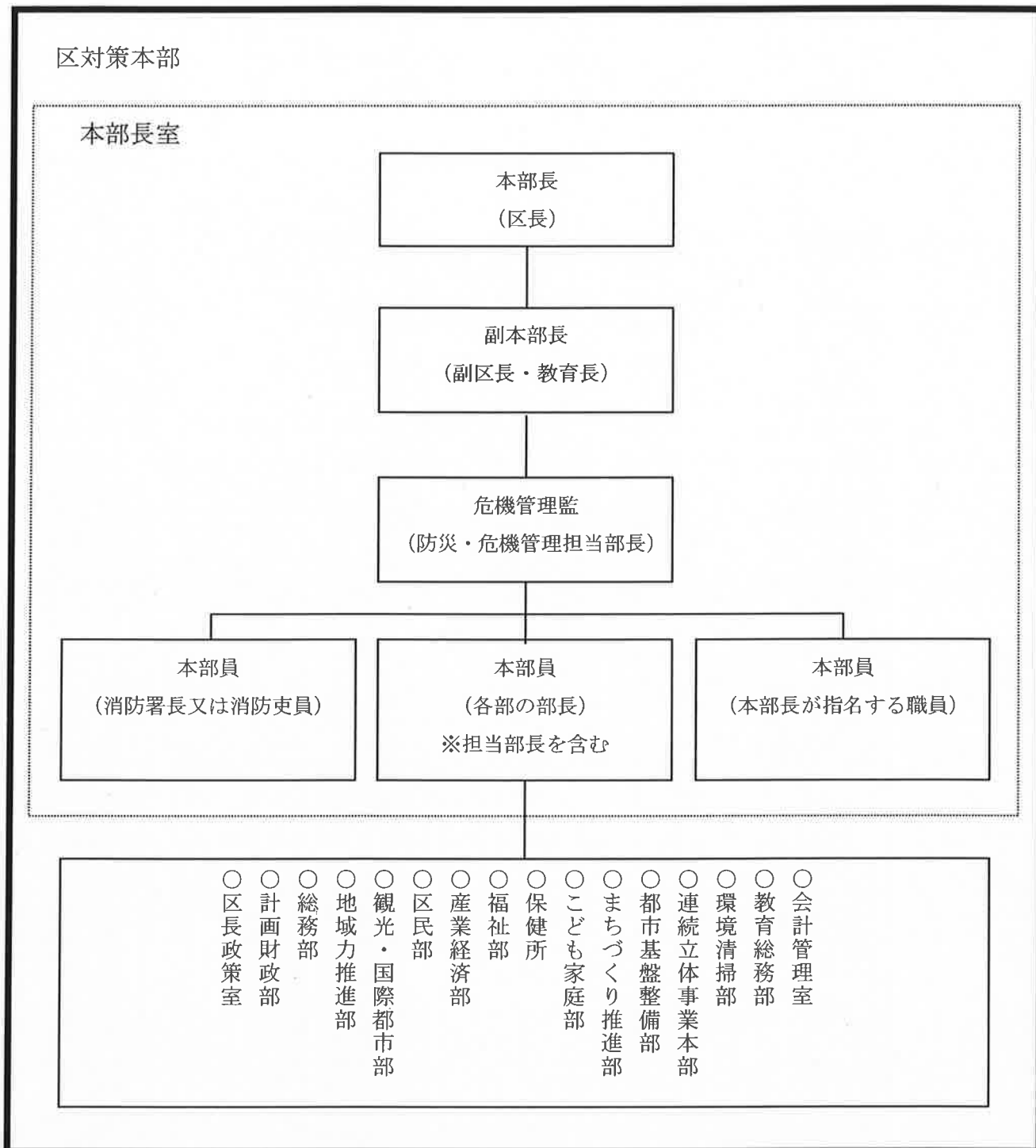
- ・ 本部に本部長室及び部を置く。
- ・ 本部長室は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員を以て構成する。
- ・ 部の名称、部長名、分掌事務及び編成は、(2) 区対策本部各部の分掌事務のとおり。

##### ウ 会議

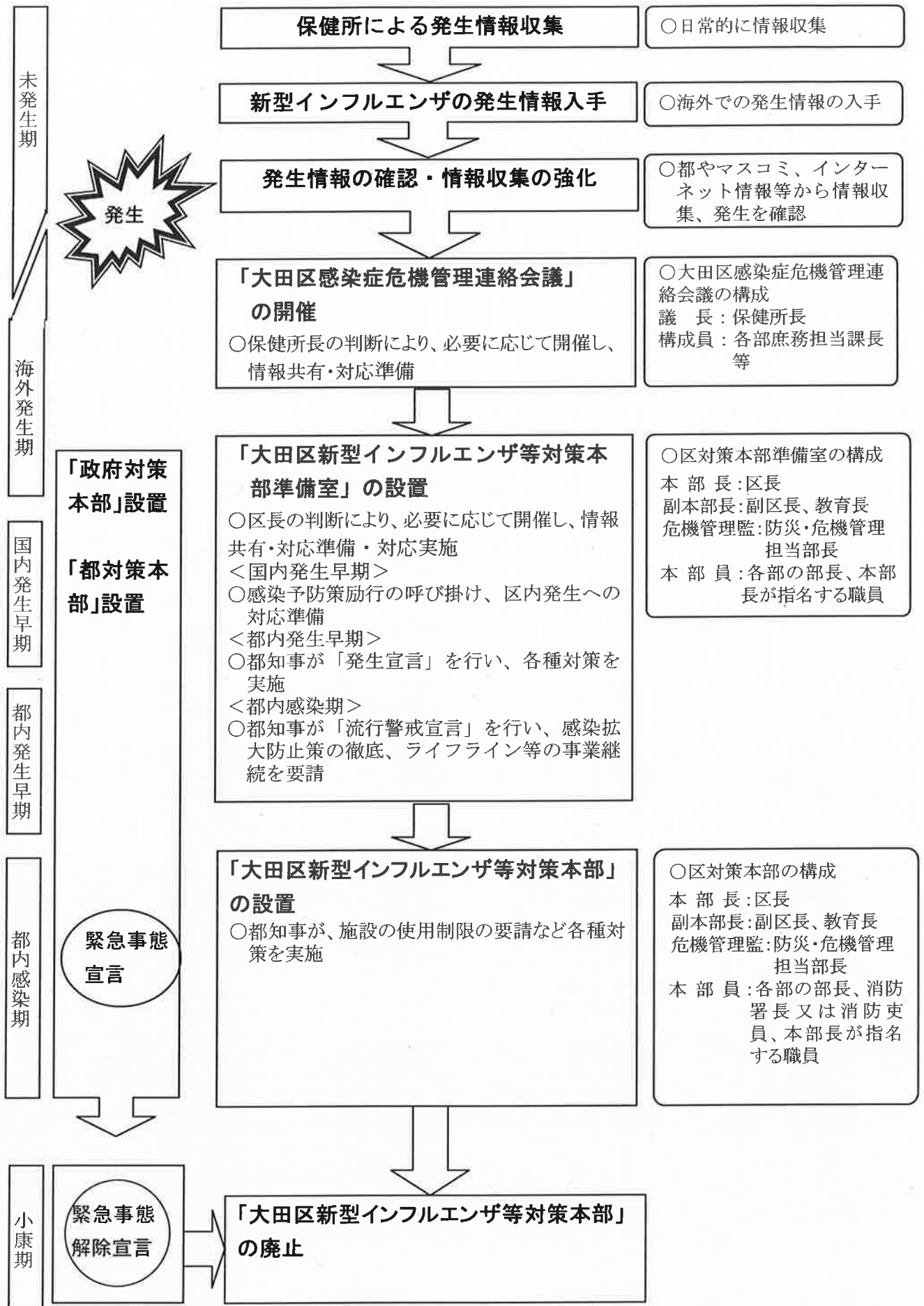
- ・ 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて本部の会議を招集する。



< 区対策本部の構成 >



＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



(2) 区対策本部各部の分掌事務

危機管理監の分掌事務	編成
<p>新型インフルエンザ等対策に係る活動の総合調整に関すること。            本部長室の運営に関すること。            新型インフルエンザ等対策に係る立案に関すること。            各部長への指示に関すること。            本部の通信に関すること。            新型インフルエンザ等に係る情報の全体的な集約に関すること。            本部各部局間の支援及び調整に関すること。            国、東京都、区市町村及び関係機関との連絡調整（保健医療部門を除く。）に関すること。            分掌事務に規定がない事案の差配に関すること。            大田区新型インフルエンザ等対策本部事務局の設置及び運営に関すること。            行政上の申請期限の延長等に関すること。            他部局への支援に関すること。</p>	<p>防災課</p>

各部共通事項

分掌事務
<p>本部長室との連絡調整に関すること。            部所属職員の動員に関すること。            部内の連絡調整及び協力に関すること。            関係機関との連絡調整に関すること。            新型インフルエンザ等に係る情報の収集に関すること。</p>

各部事項

部名・部長名	分掌事務	編成
<p>1 新型インフルエンザ等対策本部区長政策室長 区長政策室長</p>	<p>本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。            新型インフルエンザ等に係る広報及び記録に関すること。</p>	<p>政策課            区民の声課            広報課</p>
<p>2 新型インフルエンザ等対策本部計画財政部部長 計画財政部長</p>	<p>新型インフルエンザ等対策に係る予算に関すること。</p>	<p>計画財政課            情報システム課            施設管理課</p>
<p>3 新型インフルエンザ等対策本部総務部部長 総務部長</p>	<p>本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。            本部長室の庶務に関すること。            応急公用負担に関すること。            応急措置の実施に伴う訴訟に関すること。            特命事項に関すること。</p>	<p>総務課            人権・男女平等推進課            人事課            経理管財課            監査事務局</p>

	<p>緊急物資の受入れ及び分配に関すること。</p> <p>他の地方公共団体からの応援職員の受入れに関すること。</p> <p>職員の服務、給与等に関すること。</p> <p>職員の感染予防等に関すること。</p> <p>職員の特定接種（法第28条第3項に規定する特定接種をいう。以下同じ。）の実施に関すること。</p> <p>物品、物資等の調達に関すること。</p> <p>応急対策用用地及び施設に関すること。</p> <p>区議会議員に関すること。</p> <p>車両の調達に関すること。</p>	議会事務局
<p>4 新型インフルエンザ等対策本部地域力推進部</p> <p>部長</p> <p>地域力推進部長</p>	<p>義援金に関すること。</p> <p>地域の新型インフルエンザ等に係る情報の収集に関すること。</p> <p>地域の新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止活動の支援に関すること。</p> <p>死亡届及び埋火葬許可の事務処理に関すること。</p> <p>地域施設との連絡調整に関すること。</p>	地域力推進課 特別出張所
<p>5 新型インフルエンザ等対策本部観光・国際都市部</p> <p>部長</p> <p>観光・国際都市部長</p>	外国人の保護に関すること。	観光課 国際都市・他文化共生推進課
<p>6 新型インフルエンザ等対策本部区民部</p> <p>部長</p> <p>区民部長</p>	死亡届及び埋火葬許可の事務処理の総括に関すること。	戸籍住民課 課税課 納税課 国保年金課
<p>7 新型インフルエンザ等対策本部産業経済部</p> <p>部長</p> <p>産業経済部長</p>	<p>食料及び生活必需品の確保及び分配に関すること。</p> <p>中小企業及び農漁業の新型インフルエンザ等対策に関すること。</p> <p>生活関連物資等の価格の安定等に関すること。</p>	産業振興課 選挙管理委員会事務局
<p>8 新型インフルエンザ等対策本部福祉部</p> <p>部長</p> <p>福祉部長</p>	<p>遺体収容所に関すること。</p> <p>福祉ボランティアに関すること。</p> <p>新型インフルエンザ等業務従事者の補償に関すること。</p>	福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課

	<p>新型インフルエンザ等発生時要援護者（高齢者及び障害者に限る。）に関すること。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>生活福祉課 新蒲田福祉センター 上池台障害者福祉会館</p>
<p>9 新型インフルエンザ等対策本部保健所 所長 保健所長</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく対応に関すること。</p> <p>医療活動に関すること。</p> <p>医師会、薬剤師会及び医療機関との連絡調整及び協力に関すること。</p> <p>法第48条第2項に規定する臨時の医療施設の開設に関すること。</p> <p>患者の療養支援に関すること。</p> <p>新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p> <p>特定接種に関すること。</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項及び第3項に規定する臨時の予防接種の実施に関すること。</p> <p>国、東京都、区市町村及び関係機関との連絡調整（保健医療部門に限る。）に関すること。</p>	<p>保健衛生課 生活衛生課 健康づくり課</p> <p>地域健康課</p>
<p>10 新型インフルエンザ等対策本部こども家庭部 部長 こども家庭部長</p>	<p>社会的機能維持者の子どもに対する例外的学童保育及び保育の実施に関すること。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時要援護者（乳幼児及び障害児に限る。）に関すること。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>子ども家庭支援センター 保育サービス課 こども発達センターわかばの家</p>
<p>11 新型インフルエンザ等対策本部まちづくり推進部 部長 まちづくり推進部長</p>	<p>危機管理監への支援に関すること。</p> <p>新型インフルエンザ等対策本部保健所への支援に関すること。</p>	<p>まちづくり管理課</p> <p>都市開発課 建築調整課 建築審査課</p>

		住宅課
12 新型インフルエンザ等対策本部都市基盤整備部 部長 都市基盤整備部長	危機管理監への支援に関する事 新型インフルエンザ等対策本部保健所への支援に関する事。	都市基盤管理課 建設工事課 まちなみ維持課
13 新型インフルエンザ等対策本部連続立体事業本部 部長 連続立体事業本部長	輸送の総括に関する事。	連続立体事業課
14 新型インフルエンザ等対策本部環境清掃部 部長 環境清掃部長	新型インフルエンザ等対策に係る廃棄物の処理に関する事。 輸送業務に関する事。	環境清掃管理課 環境保全課 清掃事務所 多摩川清掃事業所
15 新型インフルエンザ等対策本部教育総務部 部長 教育総務部長	区立小・中学校の新型インフルエンザ等感染状況調査及び新型インフルエンザ等対策に関する事。	教育総務課 学務課 指導課 教育センター 幼児教育センター 社会教育課 大田図書館 各区立小・中学校
16 新型インフルエンザ等対策本部会計管理室 会計管理者	新型インフルエンザ等対策に係る現金の出納経理に関する事。	会計管理室

備考1 この表に定めるもののほか、担当部長及び参事は、原則として当該部の部長補佐とする。

2 この表に定めるもののほか、担当課長及び副参事は、原則として当該部の庶務担当課長補佐とする。

## 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

### 1 サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、感染症やそのほかの疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することをいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するため、国及び都は海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う。区においては、区内の発生状況を迅速に把握し、的確な対策を実施するため、国、都や医療機関等との連携によるサーベイランス体制を確立することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、平常時のサーベイランスに加えて、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

### 2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

#### (1) 情報提供手段の確保

区民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (2) 区民・事業者

ア 平常時の普及啓発

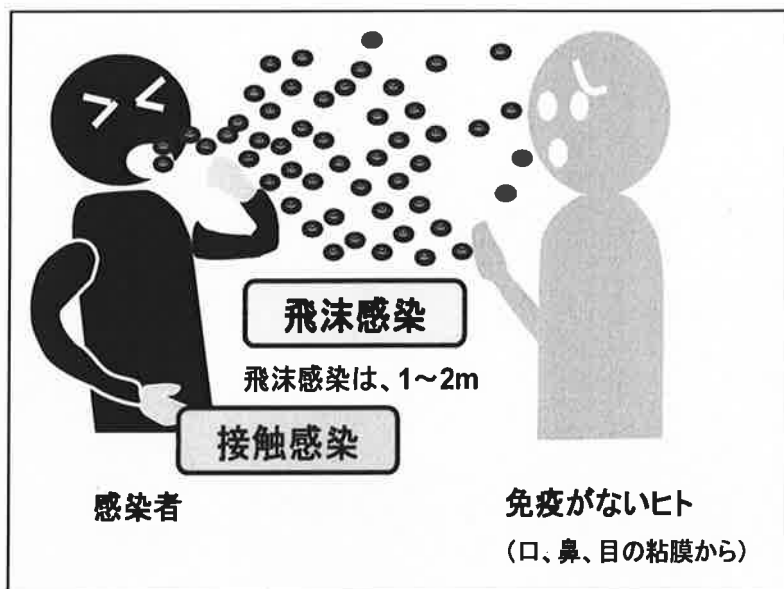
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹<sup>ひ</sup>謗<sup>ぼう</sup>中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患<sup>り</sup>する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、区報、ホームページ、twitter 等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、国、都や区からの情報に従って医療機関を受診するなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

### <感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（\*1）」と「接触感染（\*2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



#### （\*1）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

#### （\*2）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

### イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内又は区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ、twitter 等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じた知事コメントを受け、予防策の徹底などを呼び掛ける。

区に在住又は滞在する外国人に対しては、翻訳ボランティアなどの協力を得て、英語、中国語及び「わかる日本語」など多言語で情報提供する。

また、高齢者や障がい者に対しては、自治会・町会などの協力を得て情報提供する。

国や都から発信される多くの情報が錯綜<sup>さくそう</sup>しないよう、情報を整理し、区民や医療機関に適切に提供する。



## <知事コメント>

発生段階等	知事コメント	コメントの主な内容（例示）
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	発生国への渡航者、帰国者への注意喚起 都民への感染予防策の励行等の呼び掛け
国内発生早期 (都内では未発生)	(必要に応じて)	(国内発生、感染予防策の励行)
都内発生早期 (都内での発生が確認された時期)	発生宣言	感染予防策の励行等の呼び掛け
都内感染期 (都内で複数の感染者の小集団が見られる時期)	流行警戒宣言	感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛の呼び掛け
国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	特措法 45 条に基づく催物や施設の使用制限など感染拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	流行の終息と社会活動の再開

### ウ 報道発表

区対策本部準備室設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を一元的に管理しプレス発表をする。

### エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成 21 年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）（下記の表「新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲」参照）における個人情報の公表範囲を基本とする。

そのうえで、都から区に対し、新型インフルエンザ等に関する個人情報を提供された際には、公表する情報内容のレベルが都と乖離して、混乱が生じることはないよう留意する。

#### ○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

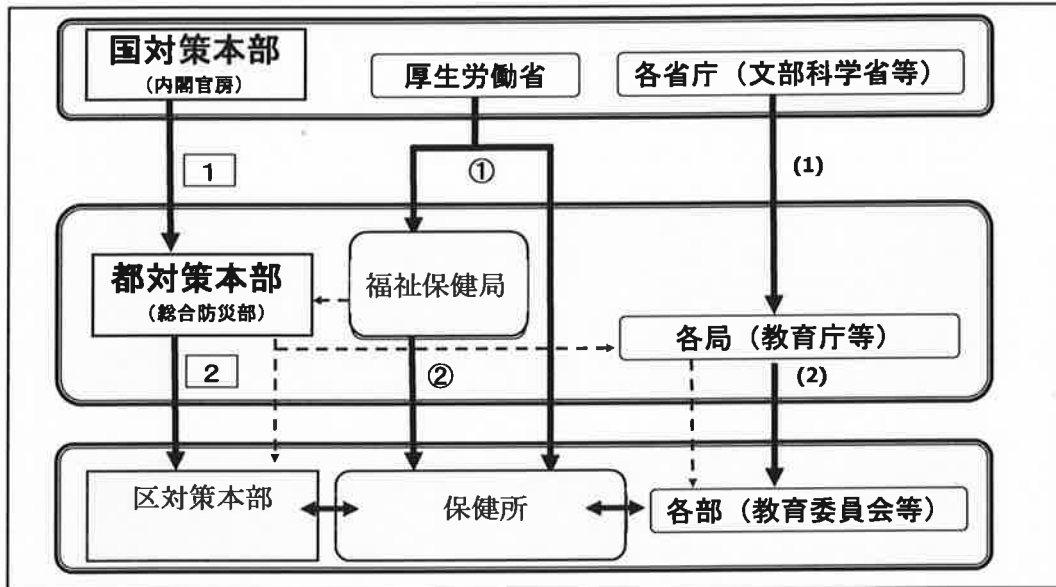
### (3) 区

区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患等への支援など重要な役

割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国、都の情報を区民に正確かつ迅速に提供する。

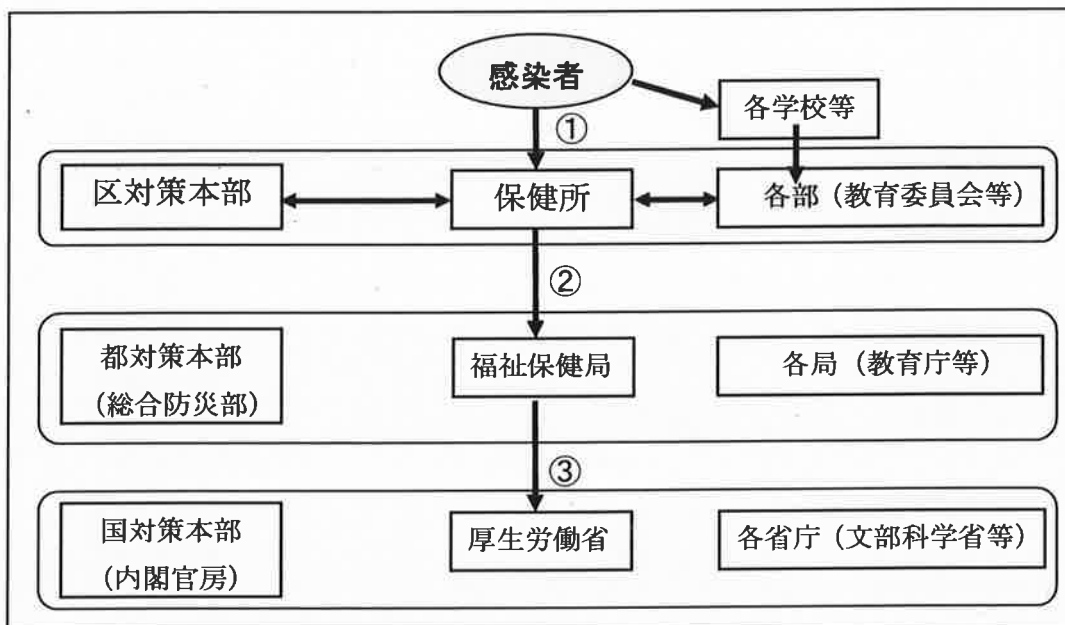
そして、迅速かつ遺漏なく情報提供するため、各部がそれぞれ都の担当部門からより平常時と同様のルートで情報収集を行う。特に、重要な情報については、複数ルートで情報確認を行い、各部は都から通知された文書を職員掲示板に掲載するなど、庁内で情報共有を図る。

○新型インフルエンザ等に関する国から区への情報の流れ（国の通知等）



- ①→② 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
- .....▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する国への情報の流れ



- ①→②→③ 国への情報の流れ

#### (4) 医療機関等

平常時から、電子メール等を利用して、区内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医師会等に所属していない医療機関と適切な情報共有を行い、連携体制を整備する。感染症地域医療体制ブロック協議会（※1）へ参加して情報を得るとともに、感染症指定医療機関（※2）等との連携体制を構築する。

※1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロック（10ブロック）に分け、設置した協議会。大田区は品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区とともに区南部・区西南部ブロックに属する。

※2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関（都内10医療機関（平成25年8月現在））

#### (5) 関係機関

それぞれの関係部局の関係機関を通じて事業者の対策の推進を支援するとともに、発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応及び傘下の事業者への周知を依頼する。

### 3 区民相談

#### (1) 健康相談（新型インフルエンザ相談センター）

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、新型インフルエンザ等の発生宣言直後、都の要請を受け保健所は速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、開庁時間内は保健所に設置する。夜間・休日においても、都が提供する場所において都内保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

#### (2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、都は、施設の使用制限等を要請する。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延

を防止し、区民の生命・健康の保護、区民の生活・経済の混乱を回避するため必要と認めるときに限り、都は指示を行う。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、入学試験等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、大田区ホームページに公表する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、大田区ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

さらに、各部に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

## 4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

区内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、区内の関連団体等にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

都知事は、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示する。

### 都知事の権限

#### ○感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④事業者感染拡大防止策への協力を依頼

○緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）

⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。

⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 水際対策

ア 旅行者

平常時には、羽田空港においては、厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所が連絡会を設け、これに東京都福祉保健局、警視庁、病院経営本部、大田区保健所及び感染症指定医療機関が参加し、情報共有や訓練を実施している。

また、東京港においては、厚生労働省東京検疫所が連絡会を設け、福祉保健局、港湾局、警視庁及び病院経営本部等が参加し、情報共有や訓練を実施している。

発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は検疫法に基づき隔離措置が、患者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。

また、東京港での検疫は、都が港湾管理者として東京検疫所や海上保安部と調整し、着岸ふ頭を決定する。東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、ふ頭外への感染者の流出を防止するため、出入管理を強化する。

海外渡航者向けには、パスポート申請窓口等において、国の感染に係る注意情報等を掲出し、注意喚起を行う。

検疫所から区に連絡・依頼があった者に対しては、一定の期間、健康監視を行う。

イ 地域住民

羽田空港を抱えた大田区では、都に感染拡大防止対策の早急な対応を働きかけるとともに特に区内での感染拡大防止に積極的に取り組む。

(2) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

都内発生早期には、保健所は、感染症法に基づき当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(3) 学校等における対応

ア 区立学校

発生時には、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に

協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗いなど、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合又は都から要請があった場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校の閉鎖について検討する。

#### イ 私立幼稚園、私立学校、私立専修各種学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

#### ウ 社会福祉施設等

各区立施設に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図り、都から要請があった場合は、臨時休業などの措置をとる。

### (4) 施設の使用及び催物の開催制限等

#### ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都と連携して、あらかじめ、区民や事業者へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期（都内未発生期）、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

## イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、電話、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関連団体や委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

### <区への休止事業等（例示）>

区 分	主 な 休 止 事 業 等 （ 所 管 部 ）
閉鎖する施設	○ 消費者生活センター、区民プラザ、区民ホール（地域力推進部） ○ 保育園・児童館、こども発達センター（こども家庭部） ○ 区立小中学校、館山さざなみ学校、伊豆高原学園（教育総務部）
休止するイベント等	○ 大田区新春のつどい、大田区区政功労者表彰式（総務部） ○ 運動会、子育て講座（こども家庭部） ○ イベント等（各部）
その他	○ 図書館集会室、多目的室の提供（教育総務部）

## 5 予防接種

### (1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

区においては、保健所と総務部が連携し、特定接種の対象となる職員の範囲を定め、集団的接種に必要な実施体制を構築する。

### (3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、区は医師会や学校・施設等の協力により接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

区は、住民接種の広報にあたって、接種の目的や時期、方法、ワクチンの有効性・安全性についての情報をわかりやすく伝えることとする。

なお、国は都とともに、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。



## 6 医療

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

### (2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体（咽頭ぬぐい液等）は保健所が東京都健康安全研究センターに運び、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、ウイルス検査の結果が陽性であった新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期になれば、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことになる。このことを念頭におき、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民

をはじめ関係機関に周知することが重要である。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	<b>新型インフルエンザ'専門外来 (ウイルス検査実施)</b> 陽性(+)      陰性(-)				<b>すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)</b>			
	入院	<b>感染症指定医療機関</b>		<b>一般医療機関への入院または自宅療養</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児、重症患者受入可能医療機関の確保</li> <li>・備蓄医薬品の放出</li> <li>・特段の措置の要請</li> <li>・臨時の医療施設の活用</li> </ul>			

(3) 医療等の実施の要請等

都知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重に判断する。

また、当該要請等を行う場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとする。

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、都知事が臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

## 7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、区、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援する。

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

#### イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者と施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

#### ウ ごみの排出抑制

区による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

#### エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

都は、都民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

#### オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

### (2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、備蓄している非透過性の遺体収納袋等を活用するなど、遺体からの感染を防止しつつ、臨海斎場を可能な限り稼働させるよう調整する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等の着用が必要な場合があり、遺族の理解を得るよう努めるとともに感染予防物品の備蓄に努める。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速

に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、臨海部広域斎場に隣接する大田スタジアム等を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

### (3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、区が実施している融資あっせん制度の周知に努める。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

## 8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を完全に維持することは困難になるが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中する。

また、感染拡大防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、警察・消防機能を維持し、区民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

### (1) ライフライン機能の維持

上下水道、電気、ガスや通信などのライフライン機能は、区民生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っているため、都に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、ライフライン機能を維持するため、平常時に、政府行動計画又は都行動計画に基づき業務計画を策定し、業務継続を図る。公共交通機関については、平常ダイヤの維持が困難になること考えられるが、相互乗り入れやダイヤの調整などを行い、業務を継続する。通信事業など在宅勤務の環境が整っている事業者は、積極的に在宅勤務を活用し、業務を継続する。

### (2) 区民の安全・安心の確保

警察・消防機能を維持するため、都に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

警視庁では、「警視庁新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ発生時には、緊急対策本部等を設置し、各種情報の集約、感染発生地域の警戒活動、関係機関との連絡調整、各種装備資器材の管理、運用等に当たるなどにより、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、社会的混乱に伴う不測の事態に対

処することとしている。

東京消防庁は、新型インフルエンザ等の発生時に激増が予想される119番通報や救急業務に迅速・的確に対応できる体制を確立するとともに、消火、救急、救助及びその他災害への対応に必要な活動を維持するため、事業継続計画を策定し、必要な感染防止資器材を備蓄している。

青少年・治安対策本部は、防犯ボランティア団体等に対し、防犯活動への取組強化を呼び掛ける。

さらに、区、警視庁及び東京消防庁等は、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取組を強化する。

### (3) 区政機能の維持

#### ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わり継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

#### <業務区分の考え方>

区分	考え方	主な業務(例示)
<b>A</b> 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
<b>B</b> 継続業務	①区民の生命を守るための業務 ②区民生活維持にかかる業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④区政業務維持のための基盤業務	①福祉施設の運営 ②戸籍住民業務 ③選挙事務など ④基盤システムの維持
<b>C</b> 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して、工夫して実施する業務	①許認可、届出・交付、窓口相談業務など
<b>D</b> 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員 100% (通常業務)

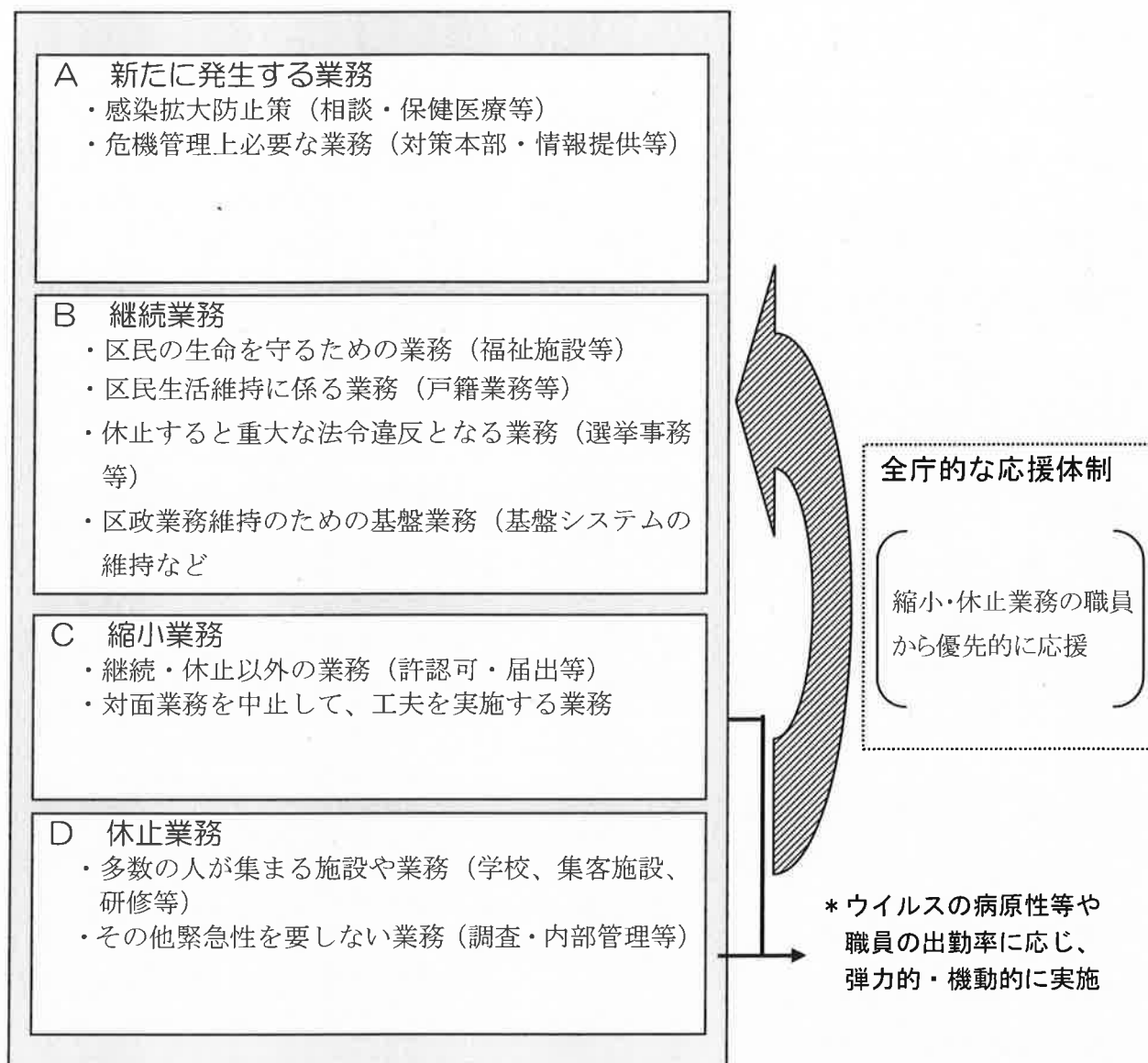
職員 60% (A, B, C)

## イ 各課の事業継続と応援体制

各課は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各課においてBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、新たに発生する業務対応等で人員が不足する課に対しては、本部体制の下、各課のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

### <業務の整理と応援体制>



## ウ 区施設での感染拡大防止策

区施設で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や施設出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。施設の利用方法の変更等を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な区職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感

染しない対策を実行する。

区自らが率先して、以下に示した対策（職員の健康管理・区施設内での感染拡大防止）を「区役所ルール」として実践し、区民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

区施設内での感染拡大を防止するため、施設の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

区内で感染が拡大し、施設内での感染拡大防止策を徹底する必要がある場合には、次の措置を講じる。

#### <区施設内での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応</li> </ul>
庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施</li> </ul>
区職員の入庁時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は施設の入口に準備した体温計又はサーモグラフィーで検温</li> <li>発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底</li> </ul>
区施設内店舗等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>区施設内店舗や区施設に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、区職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請</li> </ul>
施設利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大防止のため、必要に応じ施設の出入口を制限</li> <li>区職員と施設利用者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、施設利用者の執務室への入室を制限</li> <li>発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、対応窓口にアクリル板を設けるなど物理的な対策を工夫</li> </ul>
個人防護具の着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の施設利用者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用</li> </ul>
配送業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限</li> </ul>
勤務時間の臨時変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更</li> </ul>

< 感染拡大防止の周知ポスター（例示） >



※新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時のポスター（平成 21 年）

エ 職員の健康管理

区職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。



<職員向けの注意喚起（例示）>

# 新型インフルエンザに注意しましょう！！

## 【新型インフルエンザの特徴】

症 状：季節性のインフルエンザに似た発熱、咳、喉の痛み、鼻水、鼻づまり  
潜伏期間：まだ十分にわかっていませんが、1～7日間の範囲と考えられます。  
感染経路：咳やくしゃみによる飛沫感染と接触感染で拡がります。

## 【予防】

- ・外出後は、手洗いやうがいをしましょう。
- ・感染を防ぐため、できるだけ人混みを避け、必要に応じマスクを着用しましょう。
- ・疲労を避け、十分な休養をとりましょう。

## 【感染が疑われたら】

- ・発熱・咳などのインフルエンザ様症状のあるときは、無理して出勤せず、まず、医療機関を受診してください。（特に、基礎疾患を有する方は、新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられていますので、注意が必要です。）
- ・医療機関を受診する場合は、事前に受診する医療機関に電話をし、指示に従ってください。（受診の際はマスクを着用してください。）
- ・感染している場合は職場に連絡し、療養に専念してください。
- ・職場への復帰については、主治医の指示を守ってください。

関係機関の指示に従い、感染の予防、

拡大防止に努めましょう。



## ＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言（※1）を行ったときは、国の基本的対処方針（※2）及び都行動計画に基づき、必要に応じ、区対策本部（※3）は都の指示を受け、対策を進める。

新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区が行うべき措置の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、特措法第38条に基づき、都に対して事務の代行を要請することができる。また、特措法第40条に基づき、都に対して応援を求めることができる。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、都は緊急事態宣言時の措置を縮小・中止するため、区も同様とする。

### ※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

### ※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画の中から対策を選択し決定する。

### ※3 市町村対策本部の設置及び所掌事務（特措法第34条）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

## 1 感染拡大防止

### (1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、都が決定する。

#### ○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、都が使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、都が使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

〔病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等〕

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、都ができる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、都が使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 都が行う措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

○施設の使用の停止（特措法第45条）

○感染防止のための入場者の整理（政令第12条）

○発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）

- 手指の消毒設備の設置（政令第12条）
- 施設の消毒（政令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

都知事は、特措法第45条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4) 実施方法

○ 都（区）民

都は、特措法第45条に基づき、都（区）民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

○ 区分1施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

特措法第45条に基づき、都から要請がなされた場合は、区立の学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、都が定めた期間において、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を行う。

○ 区分3施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

特措法第24条に基づき、都（他県に設置している施設については県）から要請がなされた場合は、学校、保育所等以外の区施設について、職場も含め感染対策の徹底を行う。

## 2 予防接種

区においては、国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

## 3 医療

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

区は、都が設置する臨時の医療施設における医療提供に協力する。区域内的の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症

し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対し医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

#### 4 区民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに都民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。

##### (1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、都行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

##### (2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

区は、都に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

##### (3) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

##### (4) 緊急物資の運送等

都は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、都は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、都は、必要に

応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

区は、都に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 物資の売渡しの要請等

医薬品、食料、燃料など新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該特定物資等が使用不能となっている場合や当該特定物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、都は、必要に応じ、物資を収用する。

また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、都は、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

区は、都に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援

区は、都の要請に基づき在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送等を行う。

(8) 埋葬・火葬の特例等

都の要請により区は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、大田スタジアム等に一時的に遺体を収容する。死亡時の遺体の取扱いについては、周囲への感染拡大を防止するとともに、死者に対する礼が失われることのないよう注意する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警視庁は、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

## 第4章 各段階における対策

### 1 未発生期

#### <未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### <目的>

発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

#### <対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、国、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) サーベイランス・情報収集

保健所は、新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期を、あらかじめ把握しておく。

#### <平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス >

- 平常時から、国及び都と連携しインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模や病原性等を判断する。（保健所）
- 平常時、通年実施するサーベイランスは、以下のとおり
  - ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

保健所は、都及び区内インフルエンザ定点医療機関と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

※インフルエンザ定点医療機関は、平成 25 年 4 月現在、都内 419 医療機関（小児科 264、内科 155）あり、うち大田区内 21 医療機関（小児科 13、内科 8）である。
  - ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

保健所は、都及び都区内病原体定点医療機関と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

※病原体定点医療機関は、平成 25 年 4 月現在、都内 41 医療機関、うち大田区内 3 医療機関である。



東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

③ 東京感染症アラート

都は、鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。

④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設)

保健所は、都と連携し、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

保健所は、厚生労働省の通知（平成17年2月22日付け）に基づき社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受け、都に報告する。都は、保健所からの報告により社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。

⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

保健所は、都及び都内基幹定点医療機関（25医療機関（平成25年4月現在）うち大田区内1医療機関）と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。

⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス

保健所は、前記④の集団発生報告時に、都及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生ウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。

また、小康期においても第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。これらについても、準備しておく。（保健所）

<臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス>

⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

保健所は、都と連携し海外発生期から都内発生早期までの間、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。（保健所）

(2) 情報提供・共有

ア 区民及び事業者への情報提供

区は、新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

○ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、区報及び区のホームページやtwitterなどの広報媒体のほか、メディアの協力を得て、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について普及啓発を行う。(保健所、区長政策室)

○ 新型インフルエンザの感染様式(飛沫感染及び接触感染)と感染予防策を周知し、感染が疑われる場合は、直接医療機関を受診するのではなく、まず保健所が開設する新型インフルエンザ相談センターに連絡し、その指示に従って指定された医療機関の受診をすることを事前に周知する。また、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(保健所)

○ 区は、業者に対し、東京商工会議所大田支部を通じて、新型インフルエンザ等に関する情報提供に努める。(保健所、防災課)

○ 新型インフルエンザ等の発生時は、都が都民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。(防災課)

○ 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。(保健所)

○ 高齢者や障がい者、外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用等、広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。

特に、新型インフルエンザ等の発生、区内で発生した場合の対応、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報の周知方法について事前に検討しておく。(区長政策室、保健所、防災課)

イ 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 保健所を事務局とする大田区感染症対策検討委員会や、大田区入院医療協議会、新型インフルエンザ対策専門部会等の開催や通知等により、情報共有を図り、新型インフルエンザ等感染症発生時における緊急連絡体制・情報連絡体制等を整備する。(保健所、防災課)
- 教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や管轄保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。(教育総務部)

【関係機関等】

- 医療機関等については、適宜、本行動計画に関する説明会を実施し、区の新型インフルエンザ等への対策の周知を図る。(防災課、保健所)

(3) 区民相談

関係各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- 生活福祉等の多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部は事前に検討し、必要な準備を行う。(各部)

(4) 感染拡大防止

ア 対策実施のための準備

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(保健所)
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。(保健所)
- 区立学校に対し、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策を周知する。  
また、区立学校における感染予防策について、必要に応じ、私立幼稚園、私立学校、私立専修各種学校に情報提供する。(教育総務部)
- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民、事業者に周知し、理解を求める。(防災課、保健所)
- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専

門家の意見を踏まえ、都が、都民に外出自粛を要請したり、事業者に施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合もあることを周知し、理解を求める。(防災課)

#### イ 水際対策

区は、海外からのインフルエンザ等の流入を防止するため、政府、都、検疫所等が実施する対策に協力する。

- 羽田空港においては、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練を行い、連携体制の強化を図る。(保健所)
- 東京港においては、「厚生労働省東京検疫所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練を行い、連携体制の強化を図る。(保健所)

### (5) 予防接種

#### ア ワクチンの供給体制

都に協力して、区内においてワクチンを円滑に供給できる体制を構築する。

#### イ 特定接種

国からの要請や指示に基づき、接種対象となる区職員に対し、集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。

- 国からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し必要な支援を行う。(保健所)
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員の集団的接種体制を速やかに構築する。(保健所、総務部)
- 特定接種の対象となる区職員の人数を厚生労働省宛て報告する。(保健所、総務部)
- 特措法第 28 条第 4 項の規定に基づき、特定接種の円滑な実施のため国から労務又は施設の確保その他必要な協力を求められた場合は協力する。(保健所)

#### ウ 住民接種

区は、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、区民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 区は、円滑な接種の実施のために、居住する区市町村以外の区市町村における接種の可能性について都区間で協議する。(保健所)

- 区は、速やかに接種することができるよう、国及び都の技術的な支援の下に医師会、施設や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める（保健所）

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会・薬剤師会等と協議し、地域における医療提供体制の整備等を促進する。

また、区は医師会と連携して新型インフルエンザ専門外来の設置について検討し、患者受入の準備を進める。

イ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関等は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとするなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備するとともに、個人防護具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

また、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するための業務継続計画（BCP）を作成する必要がある。

- 全ての一般医療機関等において院内感染防止対策が進むよう、都が実施する新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供等に協力する。（保健所）

ウ 医薬品・医療資器材の確保等

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を、都と連携をとりながら計画的かつ安定的に確保する。

- 個人防護具等、感染の拡大防止に必要な医療資器材を計画的かつ安定的に備蓄する。（保健所）
- 都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則全ての医療機関等が診療等を担うことになるため、医療機関等は、診療等に必要な個人防護具等を備蓄しておく。（保健所）

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障がい者等の要援護者や火葬能力等について、事前に把握、検討しておく。  
新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- 高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(福祉部)
- 都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(地域力推進部、福祉部)

(8) 都市機能の維持

都は、ライフライン事業者や公共交通機関など指定地方公共機関に対し、業務計画の策定を支援する。

また、警察・消防機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警視庁及び東京消防庁は、事前に計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。

- 庁内については、全庁的な新型インフルエンザ等の対策会議等により、新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、各部との緊急連絡体制を整備する。(防災課)
- 本行動計画を踏まえ、所属ごとに新型インフルエンザ等の発生時のBCP及び対応マニュアル等を整備する。(各部)

## 2 海外発生期

### <海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### <目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都（区）内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都（区）内発生に備えて体制の整備を行う。

### <対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、都（区）内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（区）内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 検疫等に協力し水際対策を行い、区内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時には都の基準に従い臨時的にサーベイランスを追加し実施する。

- 保健所は東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施する。（保健所）

(2) 情報提供・共有

ア 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 都は、政府対策本部の設置後、速やかに都対策本部を設置し、知事コメント等により、新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、発生国からの帰国者への注意喚起及び都民への感染予防策の励行を呼び掛ける。これに合わせて、区においても区民に周知する。

また、個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

さらに、発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページやちらし、twitterなどの広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、区民や事業者に情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起を行う。（保健所、防災課）

- 事業者に対しては、東京商工会議所大田支部を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、従業員の発生国への渡航の注意喚起をするとともに、国内で発生した場合の対応準備を依頼する。

また、都が事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（防災課）

- 外国人に対しては、在日大使館や外務省外国局、都などの協力を得て、情報提供する。（観光・国際都市部）

- 高齢者や障がい者等に対しては、都と連携して、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に最新情報を提供するとともに、国内発生に備えた協力を要請する。



(3) 区民相談（新型インフルエンザ相談センター）

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都の要請により保健所は、新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、都内保健所が共同で相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。

- 保健所は、新型インフルエンザ相談センターを設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては保健所共同の相談センターを設置し、当初は、各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。夜間・休日の相談対応を行う場所の提供及び保健所職員の派遣調整は、東京都福祉保健局が行う。（保健所）
- 保健所は、区民に対し新型インフルエンザ相談センターの周知を徹底する。特に、海外発生期から都内発生早期に、新型インフルエンザの感染が疑われる患者が新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、新型インフルエンザ相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。（保健所）

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、区内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 保健所は、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（保健所）
- 区立学校については、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。区内での発生に備え、国及び都の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。  
また、区立学校における感染予防策について、必要に応じ、私立幼稚園、私立学校、私立専修各種学校に情報提供する。（教育総務部）
- 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や区民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めるこ

とを周知する。(保健所、防災課)

- 政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、都が、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、都民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。(防災課)
- 国内発生に備え、国や都等の情報を収集し、区の方針等を検討する。(防災課、保健所)

#### イ 水際対策

海外から新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所等と連携し、水際対策を実施する。

- 保健所は、羽田空港における検疫法に基づく対応について、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」に必要な協力を行う。(保健所)
- 東京港における検疫法に基づく対応について、「厚生労働省東京検疫所」に必要な協力を行う。(保健所)
- 保健所は、発生国からの帰国者や渡航者に対し、検疫所から連絡のあったものに対して国の方針(健康観察期間等)の下、健康観察を行う。(保健所)
- 発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について都から依頼があった場合には、区立学校、私立幼稚園、私立学校、私立専修各種学校に周知する。(教育総務部)

#### (5) 予防接種

区は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び住民接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

区は、住民接種の実施に当たっては、原則として、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。接種会場として、施設、学校、公的施設などを活用するとともに、

医師会等に協力を依頼し、接種を実施する。

- 引き続き、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、都や医師会等と連携し、必要な支援を行う。(保健所)

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関は、速やかに新型インフルエンザ専門外来を開設する。

専門外来を受診した新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を、保健所職員は速やかに受け取り、東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、専門外来の開設場所は非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

- 院内感染防止策等、国や都から提供された情報を医療機関等に提供する。(保健所)

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(産業経済部)

(8) 都市機能の維持

都は、指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、国内での発生に備え、事業継続のための準備を依頼する。

- 各所属は、海外発生期のBCPを実施する。(各部)

### 3 国内発生早期（都内未発生）

#### <国内発生早期>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

#### <目的>

- 1 都（区）内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

#### <対策の考え方>

- 1 都（区）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

#### (1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 区民及び事業者への情報提供

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。  
また、発生状況など国の最新情報を、区のホームページやtwitterなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供する。（保健所、防災課）
- 事業者に対しては、東京商工会議所大田支部を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、都区内で発生した場合の対応準備を依頼する。（防災課、保健所）
- 外国人に対しては、在日大使館や外務省外国局、都などの協力を得て、情報提供する。（観光・国際都市部）
- 高齢者や障がい者等に対しては、都和連携して、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に最新情報を提供するとともに、都（区）内発生に備えた協力を要請する。

(3) 区民相談（新型インフルエンザ相談センター）

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

学校、保育施設、高齢者施設、障がい者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（保健所）
- 区内の学校、私立幼稚園、私立学校、私立専修各種学校、保育施設、高齢者施設、障がい者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。（教育総務部、こども家庭部、福祉部）
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や発生道府県から情報収集し、都内発生後の都の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。  
また、感染リスクが高い施設について、国及び都の方針に基づき、区内発生時の対応を準備する。（保健所、防災課）

イ 水際対策

発生地域への渡航自粛について、風評被害を惹起<sup>じやっ</sup>しないよう留意しながら、区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

- 保健所は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（保健所）

(5) 予防接種

区において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、

円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

特定接種については、国や都に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

- 保健所は、患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、都とともに一般医療機関に要請する。(保健所)
- 保健所は、院内感染防止策等、国や都から提供された情報を引き続き医療機関等に提供する。(保健所)
- 保健所は、専門外来を受診した患者が検査の結果陽性と判明した場合は、都と連携しながら感染症法に基づく入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。(保健所)

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、区内での発生、流行に備えた準備をする。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(産業経済部)
- 高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。(福祉部、環境清掃部)

(8) 都市機能の維持

都は、指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

都は、都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。

- 各所属は、国内発生早期のBCPを実施する。(各部)

## 4 都内発生早期

### <都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### <目的>

- 1 区内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### <対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、区報やホームページ等の媒体を活用し、住民への受診方法の周知を徹底する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

#### (1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 区民及び事業者への情報提供

区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。



- 都は、都知事による「発生宣言」を行い、都内での新型インフルエンザ等の発生を公表し、感染予防策の励行を都民に呼び掛ける。区は、国内での発生状況など最新情報を区のホームページやtwitter等の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し、公表する情報内容が都区間、区区間でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。（保健所、防災課、区長政策室）

- 事業者に対しては、東京商工会議所大田支部を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。

また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言をした場合は、都による施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。（保健所、防災課）

- 外国人に対しては、在日大使館や外務省外国局、都などの協力を得て、情報提供する。（観光・国際都市部）

- 高齢者や障がい者等に対しては、都や民生委員等と連携して、情報提供を行う。（福祉部）

- 都が発表する「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」等の情報を集約するとともに、ホームページやtwitter等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。また、区対策本部設置後は、区の報道発表を「大田区新型インフルエンザ対策本部報」として情報を一元的に管理し、区民への情報提供を一層強化する。（防災課、保健所、区長政策室）

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、区内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、区内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（保健所、防災課）

- 保健所は、医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国、都及び区の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。（保健所）

(3) 区民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各部に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

○ 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた区民や事業者からの相談内容を区対策本部で共有し、必要な対策を講じる。(保健所、防災課)

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策

区立の学校や、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策の徹底を指示する。

区民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

○ 都と連携し、区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（保健所）

○ 患者との接触者が関係する地域の区立の学校や通所施設等について、都から要請があった場合には、社会的機能維持に必要な施設を除き臨時休業を行うよう各施設等に対して指示する。（教育総務部、こども家庭部、福祉部）

○ 区立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、保健所と協力し発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合又は都から要請があった場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休

業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

また、私立幼稚園、私立学校、私立専修各種学校についても区立学校の対応の情報提供を行う。（教育総務部）

- 区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、新型インフルエンザが疑われる症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。

各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に都が施設の使用や催物の制限を要請する場合があります。事前に周知する。（保健所、防災課）

- 都が、国の基本的対処方針等や発生状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する場合や都民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける場合には、区は区民に対し周知を行うなど協力する。（保健所、防災課）

- 国の基本的対処方針を踏まえ、区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。（各部）

- 区の関連団体に対し、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。（各部）

- 区の施設内で業務を行う事業者に対し、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。（各部）

## イ 水際対策

発生地域への渡航自粛を区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

- 保健所は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（保健所）

- なお、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力に関する新たな情報や、海外や国内の発生状況の変化等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、対応は変更される。（保健所）

## (5) 予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接

種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

特定接種については、引き続き、都に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

保健所は、感染症法に基づいて入院勧告が必要な患者について、都と連携し感染症指定医療機関に移送する。

- 保健所は、新型インフルエンザ患者に対し入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、都におけるルールに基づき、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、福祉保健局が東京消防庁と調整する。(保健所)
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送については、原則として福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車輛により行う。(保健所)

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、区内での流行に備えた準備をする。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(産業経済部)
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、大田区中小企業融資あっせん制度の周知に努める。(産業経済部)
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都に対し情報の提供を求め、準備をする。(各部)
- 高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。(福祉部、環境清掃部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場を可能な限り火葬炉を稼働するよう調整する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別に大田スタジアム等を使用する準備を行う。

- 区は都に協力し、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼働を要請する。（地域力推進部）
- 都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体の一時収容所として、大田スタジアムの他、使用できる施設のリストを作成する。（福祉部）
- 遺体収容所として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。（福祉部）
- 災害時における棺及び葬祭用品等の供給、遺体の安置施設の提供、遺体搬送等の協力に関する協定書に基づき、遺体収容所設置時に向けたドライアイスの供給準備を行う。（福祉部）
- 遺体収容所の設置及び運用準備を行う。（福祉部）

(8) 都市機能の維持

都は、指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での流行に備えた準備を依頼する。

都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警視庁及び東京消防庁は、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。

- 各所属は、都内発生早期のBCPを実施する。（各部）

## 5 都内感染期

### <都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### <目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### <対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### <保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の内院体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

#### (1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集

が重要となる。

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止  
保健所は都の判断に基づき、地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。(保健所)
- クラスタ(集団発生)サーベイランスの中止  
保健所は都の判断に基づき、地域での流行が拡大し患者報告数が増加した(定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超えた)時点で、クラスタサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。(保健所)
- 保健所は都と連携して、入院サーベイランスにより重症化リスクの程度を把握する。(保健所)

## (2) 情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、都が、不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける場合には、区民や事業者に周知する。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 都内の対策を「都内感染期」に切り替え、都知事による「流行警戒宣言」が行われたことを受け、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、都が行う不要不急の外出や催物等の自粛要請の周知など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。(防災課、保健所)
- 国内、都内及び区内での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更などの最新情報を区のホームページやtwitter等の広報媒体や関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図る。  
また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、ひぼう誹謗中傷、じやっ風評被害を惹起しないよう留意する。(保健所、防災課、区長政策室)
- 事業者に対しては、東京商工会議所大田支部を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の呼び掛けを依頼する。(保健所、防災課)
- 外国人に対しては、在日大使館や外務省外国局、都などの協力を得て、情報提供す

る。(観光・国際都市部)

- 高齢者や障がい者等に対しては、都や民生委員等と連携して情報提供を行う。(福祉部)
- 区対策本部設置後は、区の報道発表を、「大田区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやtwitter等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。(防災課、保健所、区長政策室)

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供する。

- 区は、都に協力して医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。(保健所、防災課)
- 保健所は、医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に提供する。(保健所)

#### (3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

都からの依頼を受けて、区民からの相談内容の変化に応じて、相談体制を変更する。

- 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は保健所において、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。(保健所)
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、大田区ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。  
なお、相談内容の変化により、問合せ窓口一覧を更新し、大田区ホームページに公表する。(防災課、保健所)



- 区は、都の依頼又は必要に応じ、相談体制を変更する。（保健所、防災課）

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行し、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策への協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言し、都から要請がなされた場合は、区民の不要不急の外出自粛の要請、区立施設の使用制限・区の催物の開催制限等を行う。

- 学校や福祉施設（通所）等の臨時休業について、都の要請又は必要性に応じて各施設に指示する（社会的機能維持に必要な施設を除く）。（教育総務部、こども家庭部、福祉部）

- 事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

また、都が、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける場合には、区は周知を行うなど協力する。

これらの周知は、東京商工会議所大田支部を通じて行うとともに、ホームページやtwitter等を活用し、感染拡大防止策を実施するよう呼び掛ける。（保健所、防災課）

- 区民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、都が実施する不要不急の外出自粛要請を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、都により施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。（保健所、防災課）

(5) 予防接種

引き続き、国から供給されるワクチンを用いて予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を進める。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。

入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。  
かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受け入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。（保健所）
- 区は、都とともに一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。（保健所）
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。（保健所）
- 都は、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を市場に放出する。（都福祉保健局）

<第二ステージ（院内体制の強化）>

- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受け入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。  
都が要請時期を判断する一つの目安として、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり1.0人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で、医療機関へ特段の措置の準備を要請する。  
また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり10人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。（都福祉保健局）
- 都は、医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受け入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。（都福祉保健局）
- 区は都とともに、医師会、薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。（保健所）

<第三ステージ（緊急体制）>

- 都は、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。（都福祉保健局、総務局）
- 都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請する。（都福祉保健局）
- 都は、必要に応じて備蓄ベッドを入院医療機関に配布する。（都福祉保健局）
- 区は都とともに、引き続き、医師会、薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。（保健所）

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を要請する。（産業経済部）
- 生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。（産業経済部）
- 都は、指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。  
  
区は、都に対し、必要に応じて総合調整を要請する。（防災課）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、大田区中小企業融資あっせん制度の周知に努める。（産業経済部）
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持の協力を依頼する。（福祉部）
- 自治会町会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障がい者等の要援護者への支援について、協力依頼する。（福祉部）
- 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、都と協力して、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。（環境清掃部）

- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。(各部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合は、火葬場を可能な限り火葬炉を稼働するよう調整する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別に大田スタジアム等を使用する。

- 臨界斎場設置区は、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼働を要請する。(地域力推進部)
- 遺体の一時収容所の確保及び適切な運用を図る。(福祉部)
- 災害時における棺及び葬祭用品等の供給、遺体の安置施設の提供、遺体搬送等の協力に関する協定書に基づき、遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請する。(福祉部)

(8) 都市機能の維持

都は、指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。

区は、都に対し、必要に応じ、総合調整を要請する。

- 各所属は、都内感染期のBCPを実施する。(各部)

## 6 小康期

### <小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### <目的>

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

### <対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 保健所は、新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人/定点医療機関）するまでの間、都及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスの実施を継続する。（保健所）

### (2) 情報提供・共有

#### ア 区民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更、都の新型インフルエンザ等の第一波の終息に係る発表等を踏まえ、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。情報提供のあり方については評価し、必要な見直しを行う。

- 都内の流行の終息に伴い、都が、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除した場合には、区は、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区のホームページやtwitter等の広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。（防災課、保健所、区長政策

室)

- 外国人に対しては、在日大使館や外務省外国局、都などの協力を得て、情報提供する。(観光・国際都市部)
- 高齢者や障がい者等に対しては、都和連携して音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(福祉部)
- 政府対策本部により緊急事態解除宣言がなされたときは、区対策本部を廃止するとともに、区の報道発表に関する「大田区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報の一元管理を終了する。(防災課、保健所、区長政策室)

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 医療機関等の関係機関に対し、都内(区内)の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。  
また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。(防災課、保健所)

#### (3) 区民相談

都からの要請又は、状況に応じて相談窓口の体制を縮小する。

- 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小する。(防災課、保健所)
- 保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。  
また、都は夜間休日の一般相談も終了する。保健所は、通常業務において区民からの保健医療に関する一般相談に対応する。(保健所)

#### (4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。  
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。(保健所、防災課)

(5) 予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

(6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- 保健所は都とともに、医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。また、第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。(保健所)
- 備蓄物品(マスク、ガウン、消毒薬等)の使用状況を確認し、補充する。(保健所)

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

区民や事業者に対し、都と連携して平常時の生活への回復を呼び掛ける。

(8) 都市機能の維持

都は、行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める一方で、ライフライン、公共交通機関、区市町村の行政機能などを速やかに回復し、事業活動の回復を呼び掛ける。

- 各所属は、小康期のBCPを実施する。(各部)

平成 26 年 10 月作成

大田区新型インフルエンザ等対策行動計画

事務局 大田区地域力推進部防災課  
大田区保健所保健衛生課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号  
電話 03 (5744) 1111  
内線 2764 防災課  
内線 2917 保健衛生課